

1. 検証について

平成 24 年、本市在住の児童が自宅で刺されて死亡しているのが見つかり、その後、実母が逮捕されるという事件が発生した。

本市では、死亡した児童の視点に立って本事件の発生原因の分析等を行い、再発防止策を検討することを目的として、市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会において、検証を実施した。

2. 取りまとめられた提言

（1）精神疾患がある保護者への支援に関して

本市では、平成 22 年に発生した児童虐待による死亡事例に関して、平成 24 年 2 月に検証報告書を取りまとめている。前回検証では、精神疾患がある保護者に対しては、その状況の把握と適切な支援が必要であることから、関係機関の職員に対する研修等の実施により、精神疾患についての理解を深め、さらに支援を充実していく必要があることを提言した。本事例の検証にあたっては、このことを改めて認識したうえで、支援の際に特に配慮すべき事項などについて、より深く議論することとした。

ア. 合理的でない不安を訴えていることの危険性についての適切な評価

- ・精神疾患がある保護者からの「合理的でない不安」の訴えに対しては、一般的な判断から「心配しなくても大丈夫」と対応してしまうことが考えられるが、そうした訴えについては、精神的な状態の悪化を示すサインの可能性があるものとして重く受け止め、専門的な視点を持って適切に対応していく必要がある。

イ. 保護者の心理状態や認知の特性に配慮した支援の実施

- ・精神的に不安定な状況では、些細な刺激に対しても予期せぬ反応を示すことがある。精神疾患がある保護者への支援にあたっては、その心理状態や認知の特性に十分配慮しながら対応しなければならないことを、常に念頭に置く必要がある。
- ・また、支援が必要な家庭に直接的に関わっている関係機関は、目前の状況によって状況を判断する傾向が強くなることから、こうした事例への対応にあたっては、精神保健相談担当課や医療機関等の関係機関との連携により、各分野の専門的な視点による意見を、組織の枠を超えて検討することができる体制によって、家族全体を支援していく必要がある。

ウ. 心中等が疑われる事例に対する認識

- ・支援の経過において、本人や周辺の人から「心中」や「死にたい」という言葉が聞かれた際の対応にあたっては、日常的な暴力や育児放棄などの虐待事例とは異なる視点を持って、目前の状況に差し迫った問題がなくても、常に「心中」の可能性について意識しながらリスクアセスメントすることを徹底する必要がある。また、保護者が精神的に不安定で少しでも心中の危険性がある事例の対応にあたっては、「子どものリスク」に十分着目したうえで、一時保護の可能性も踏まえてリスクアセスメントすることが不可欠である。
- ・直接的な親子分離を拒否する保護者に対しては、保護者が療養に専念することなどを目的とした、レスパイトとしての一時保護やショートステイなどの支援を提示することについても検討する必要がある。
- ・行政対個人という縦の関係ではなく、当該家庭のことを継続的に支援していた人の言葉などから得られた情報は貴重なものであり、当該家庭の状況を別の角度からの的確に捉えている可能性が高いものとして、より重く受け止める必要がある。

- ・一時保護等の親子分離の権限を持たない市区町村の児童家庭相談担当機関では、在宅の状態でも子どもを守るために保護者の養育を支援することが基本的な姿勢となっているが、今後は「親子心中」のリスクについても意識の中に置いたうえで、児童家庭相談における支援の中に、より確実に子どもを守る仕組みを組み込んでいく必要がある。

(2) 児童家庭相談及び要保護児童対策地域協議会における対応に関して

ア. 児童家庭相談等担当課における総合的な相談対応

- ・「子どもとその家庭に関する総合相談窓口」は、子育てに悩む多くの家庭への支援において、非常に重要な役割を担っている。児童家庭相談等担当課は、その理念に沿って、相談者の訴えに丁寧に耳を傾け、当該家庭が抱えている課題を幅広く把握したうえで、早い段階から様々な支援を実施し、問題が大きくなる前に解決に結びつけていく役割を担っていることを、改めて認識する必要がある。

イ. 要支援児童の適切な把握と対応の強化

- ・児童虐待の発生予防のためには、関係機関が連携して早期に対応を開始することが重要であることから、平成20年の児童福祉法の改正により、要対協における協議の対象が「要支援児童」及び「特定妊婦」にまで拡大された。しかし、実際の支援の現場では、「要支援児童」への対応が十分に確立されていないことから、どのような事例を「要支援児童」としていくのかについて、支援の手法も含めて、早急に整理する必要がある。

ウ. 支援の基本となる家庭訪問の重要性の再認識

- ・支援を必要とする家庭に対しては、当該家庭の生活状況を直接確認するために、保護者の負担感にも配慮しながら、「家庭訪問ができる関係性」を構築したうえで、積極的に家庭訪問を実施することが重要であることを再認識する必要がある。
- ・さらに家庭訪問の実施にあたっては、育児・家事援助の実施や家庭内の状況確認などの「家庭訪問の目的」、定期訪問や立ち寄り訪問などの「家庭訪問の実施方法」等について十分検討したうえで、当該家庭への支援における家庭訪問の位置づけを明確にする必要がある。
- ・また、接触が難しい保護者との関係の構築にあたっては、関係機関の努力と工夫による日ごろからの様々なアプローチが求められる。

エ. 個別ケース検討会議の適宜・適切な開催

- ・児童虐待事例を把握した場合などには、迅速な対応を図りながらも、状況に応じて適宜・適切に個別ケース検討会議を開催し、精神保健相談担当課等の関係機関による各分野の専門的な視点を合わせて、初期対応などについて検討する必要がある。

以上